

想定される事例の検討

【事例 1】 陥没した私道を修復する事例

- ・ 私道の陥没部分を修復する行為について、保存行為に該当する場合があるか
- ・ 私道の陥没部分を修復する行為について、どのような場合に管理行為や変更行為に該当するか
- ・ 陥没が生じた原因によって上記の結論は異なるか
- ・ 修復の費用の多寡によって上記の結論は異なるか
- ・ その他、どのような事情によって結論が異なるか

【事例 2】 老朽化した私道をアスファルトで再舗装するなどして補修する事例

- ・ 老朽化した私道をアスファルトで再舗装する行為について、保存行為に該当する場合があるか
- ・ 老朽化した私道をアスファルトで再舗装する行為について、どのような場合に管理行為、変更行為に該当するか
- ・ 共有者の一部に反対者が存在することによって上記の結論に影響が及ぶか
- ・ 私道の老朽化の程度、再舗装の態様によって上記の結論は異なるか
- ・ 再舗装の費用の多寡によって上記の結論は異なるか
- ・ その他、どのような事情によって結論が異なるか

【事例 3】 砂利道をアスファルト舗装する事例

- ・ 砂利道である共有私道をアスファルト舗装する行為は、共有物の性状を改変するものとして、基本的に変更行為に該当するという考え方と、公衆用道路という用途は変わらず、より通行しやすい改良行為として管理行為に該当するという考え方があり得るが、どのように考えるべきか
- ・ 砂利道をアスファルト舗装する行為と、アスファルト道にガードレールを設置する行為との性質上の異同をどのように考えるべきか

【事例 4】 私道下の給水管を修復する事例

- ・ 共有者の一人が私道内の給水管の損傷箇所を補修するために私道を掘削する工事を行うことが、保存行為又は管理行為に当たる場合はあるか
- ・ 給水管が詰まる等給水に支障が生じているものの、給水管に外的な損傷はなく、私道に影響を及ぼさない場合において、共有者の一人が当該給水管を補修するために私道を掘削する工事を行うことが、保存行為又は管理行為に当たる場合はあるか